

株式会社フリー・ウェイブ
代表取締役 高橋睦実殿

登録誓約書

私（以下「タレント」という。）は、フリーランスモデルとして株式会社フリー・ウェイブ（以下「エージェント」という。）に登録するにあたり、以下の内容を理解し、これらを全て遵守することを誓約します。

第1章 誓約の趣旨等

（趣旨）

- 第1条 タレントは、エージェントとの信頼関係を構築・維持するとともに、エージェントの顧客（あらゆる取引関係にある者及びこれと協同して業務を行う者を含む。以下同じ）に対して適切なサービスを提供し、これによりタレントとエージェントの正当な利益を確保することを目的として、この誓約を行う。
- 2 この誓約内容は、タレントとエージェントの間の全ての個別契約（個別契約に関する契約書、Eメール上での受発注、その他方法の如何を問わない。以下同じ）に適用される。ただし、個別契約においてこの誓約内容と異なる約定をしたときは、その約定に従う。

第2章 登録期間

（登録期間）

- 第2条 タレントが本誓約に基づきエージェントに登録する期間は、本日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までにタレント又はエージェントのいずれかから書面により更新をしない旨の意思表示を行わない限り、登録はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 タレント又はエージェントは、前項の契約期間途中であっても、1か月前までに書面により申し出ることにより、登録を解除することができる。
- 3 前各項により登録が終了した場合であっても、既に締結中の個別契約は、別段の合意がない限り、登録終了の効果は及ばない。

第3章 報酬及び費用負担

(ギャランティーの支払等)

第3条 エージェントは、タレントに対し、個別契約により定められたギャランティーを、毎月末締め翌月最終営業日に、タレントが予めエージェントに登録した本人名義の銀行口座に振り込んで支払う（振込手数料はタレントの負担）。

2 前項にかかわらず、タレントが現金での支払いを希望する旨を予めエージェントに届け出た場合で、かつ、1回あたりの支払額が50万円（税別）以下である場合には、現金で支払うことができる。この場合、タレントはエージェントの本店において支払を受ける。

(交通費等の負担)

第4条 タレントが東京近郊の現場に移動する場合の交通費は、タレントが負担する。

2 前項の範囲外への移動を伴う場合、交通費の負担はエージェントとタレントが協議して定める。

3 タレントの業務に関する移動は公共交通機関によるものとし、エージェントと顧客の許可なく、自動車又は二輪車で移動してはならない。

第4章 表明保証及びタレントの義務

(表明及び保証)

第5条 タレントは、本誓約に基づく登録期間中、以下の事項の全てを表明し保証する。

- ① 暴力団を含む反社会的勢力やその関係者と、過去及び現在を問わず一切の関係がないこと。
- ② 日本において有罪判決を受けたことがないこと。
- ③ ポルノ又は性的描写の過激な企画若しくは作品に出演し、又は、これらの制作に関与したことがないこと。
- ④ 日本に滞在しエージェントから受注する業務を有効に遂行し得る在留資格及び就労資格を有していること。
- ⑤ エージェントから受注する業務を遂行するうえで、健康面において支障がない状態であること。

(守秘義務)

第6条 タレントは、エージェント、顧客並びにその関係者が関与する作品に関して知り得た情報及びタレント業務上知り得た一切の情報（以下「機密情報」という。）を、第三者（家族、友人知人を含むがこれらに限らない。ただし、タレントが未成年者の場合の親権者は除く。）に漏らしてはならない。また、以下に掲げる行為は厳に禁止する。

- ① YouTube、ブログ、ソーシャルメディア（Facebook、Twitter、Instagram等を指すが、これらに限らない。以下同じ。）、Webページ（以下、これらを総称して「SNS等」という。）、インタビュー、口頭、手紙など方法の如何を問わず業

務に関する情報（絵コンテ，台本，企画書，共演者，スタッフ，撮影場所等）を第三者に開示・漏洩すること。

- ② エージェント又は顧客から与えられた業務を通じて知り得た情報（企業秘密，企業戦略，商品内容等），商品・スポンサー等の業務に関する事項について，ネガティブなコメントをすること。
- ③ エージェントとの業務や契約に関する一切の情報（個別契約の内容，ギャランティーの内容，電子メールの内容，オーディション情報等を含むが，これらに限らない。）を漏洩・開示すること。
- ④ 業務に関する場所（撮影／収録の現場，イベント／リハーサル／オーディションの会場，控室等を含むが，これらに限らない。）で写真や動画を撮影すること。
- ⑤ 作品に出演した事実をエージェントの許可なく不特定の者に対して開示すること。
- ⑥ 前記①～⑤に関する事柄を SNS 等において配信すること。
- ⑦ エージェントの許可なく業務に関するインタビューに応じること。
- ⑧ 業務で共演する芸能人又は著名人にサイン，握手，写真や動画の撮影，連絡先の交換を求めること。

2 タレントは，業務上支給された絵コンテ，台本，企画書等の物品及びエージェントから送信されたデータを厳重に管理するとともに，業務終了後は速やかに物品の返却及びデータの消去をしなければならない。

3 タレントは，万が一にも機密情報を紛失するなどして漏洩する恐れが生じた場合には，直ちにエージェントに報告をし，その指示に従わなければならない。

（報告義務）

第7条 タレントは，以下のいずれかに変更が生じた場合には，速やかにエージェントに報告しなければならない。

- ① 住所
- ② 電話番号
- ③ Eメールアドレス
- ④ 在留資格
- ⑤ 第3条によりエージェントに登録した銀行口座
- ⑥ 髪型・髪色・髭の状態
- ⑦ タトゥー・ピアス穴・傷痕
- ⑧ 旅行，エージェントに関係しない業務のシフト，帰国等に関するスケジュール
- ⑨ 第5条において表明及び保証した事由

2 タレントは，前項④に関する在留資格の期限が終了する30日前までに，その旨及び在留資格の変更又は更新の予定の有無をエージェントに知らせるとともに，変更

又は更新があった場合には、エージェントに対し、当該変更内容を示すパスポート又は在留カードの写しを速やかに提供しなければならない。

- 3 タレントは、エージェントから過去又は現在におけるタレントの出演作品に関して問い合わせを受けた場合には、速やかにこれに回答しなければならない。

(就業に関するルールの遵守義務)

第8条 タレントは、エージェントが別途定める業務の受注に関する打診及びスケジュールの確保に関する規則（エージェントにおいて「キープルール」と呼称されるもの。以下「キープルール」という。）の内容を十分理解し、これに従った運用に従う。キープルールの理解の有無にかかわらず、これに従わないことに起因して生ずる一切の問題は、全てタレントの責任であることを確認する。

- 2 タレントは自身のスケジュールは自らの責任で管理しなければならない。エージェントは、複数の担当者から同一日時の複数の案件をタレントに打診することがあり得るが、タレントは、エージェント内においてこれらの情報の共有がなされているとは限らないことを認識しなければならない。

- 3 タレントは、予期しない病気やケガ等により業務の遂行が不可能となった場合又はそのおそれが生じた場合には、直ちに、エージェントに報告の上その指示に従わなければならない。この場合、タレントは自らに業務遂行が不可能となったことの帰責性がないことを証明しない限り、これに起因する損害賠償義務を負担する可能性があることを十分認識しなければならない。

- 4 タレントは、以下の事項を十分に自覚し、行動しなければならない。

- ① 常に時間厳守で行動すること。やむを得ず所定の時間に遅れる場合には、直ちに担当マネージャーに連絡すること。
- ② 事前に担当マネージャーから指示のあった持参物（自前衣装や小物等を含むがこれらに限らない。）を、忘れずに持参すること。
- ③ 業務中、顧客やその関係者及びこれらの者が取り扱う商品に対して否定的な意見を述べないこと。
- ④ 業務に関するスタッフには常に協力的な態度で接すること。
- ⑤ 業務は必ずしも予定時間内に終了するとは限らないこと。万が一、予定時間が大幅に延長される場合にはエージェントに連絡し、その指示に従わなければならない。独断で業務を放棄したり顧客と直接交渉をしてはならない。
- ⑥ 食事制限（アレルギー、宗教上の理由等）がある場合には、エージェントはその準備の責を負わず、タレント自身で食事を用意するなど適切に管理すること。
- ⑦ 業務上負傷をした場合、事前に知らされていない危険な業務への従事を指示された場合、その他業務に際してトラブルが発生した場合には、直ちに担当マネージャーに連絡してその指示に従うこと。ただし、現場における早急な対応が必要な負傷や事故については、この限りでない。

- ⑧ 業務上借用した衣装その他物品は責任をもって確実に返却すること。
 - ⑨ 日焼け、肌の状態、体重の維持、頭髪や髭の状態等、自身の身体状態や容姿を適切に管理すること。また、予めエージェントに提供した宣伝商材の容姿等（ナレーター業務の場合には、声の状態等）と異なる場合、ギャランティーの減額やキャンセルに伴う損害賠償義務を負う可能性があることを十分に認識すること。
- 5 タレントは、使用目的を限定せず著作権や肖像に関する権利を無期限に放棄する条件で音声又は肖像を提供する行為（以下「ストック素材出演」という。）をしてはならない。

（忠実義務）

第9条 タレントは、私生活を含めて社会規範を遵守し、日本の法令や公序良俗に反する言動をしてはならない。

- 2 タレントは、業務上必要があるとエージェントが判断した場合には、その指示により資格外活動許可（出入国管理及び難民認定法19条2項）を申請し、その許可を取得しなければならない。
- 3 タレントは、エージェント並びに顧客及び顧客の取扱商品の社会的信用やイメージを損なうような言動や、かかる信用やイメージ低下を来すような企画・作品（アダルトコンテンツ、わいせつ若しくは過激な性的描写が伴うものを含むがこれらに限らない。）と関りを持ってはならない。

（競合条件に関する義務）

第10条 タレントは、特定の広告主の広告に出演する場合で、当該契約期間中に、同種若しくは類似業務を営む広告主又は同種若しくは類似商品に関する広告出演（肖像、音声、氏名の顕出のみの場合も含む。）並びにこれに付帯し又は類似する行動（例として、イベントやオーディションへの参加、同種広告主若しくは同種商品を推奨する言動が挙げられるが、これらに限らない。）を禁止される条件（以下「競合条件」という。）により業務を受注した場合には、かかる競合条件を厳に遵守しなければならない。万が一、タレントが競合条件に違反した場合には、それに伴って発生した損害の賠償義務を負担しなければならないことを十分に理解しなければならない。

- 2 タレントは、新たに競合条件付きの契約を受注しようとする場合には、これに抵触し得る個別契約（エージェントを通じてのものに限らない。）の有無、内容、終期につき確認し、抵触を生じないように注意しなければならない。この場合、既に締結している個別契約が一般に相当な期間延長される可能性があることにも留意しなければならない。
- 3 タレントは、既に競合条件付きの個別契約（エージェントを通じてのものに限らない。）を締結している場合に、エージェントから競合条件のない契約を受注しようとする場合には、先行する競合条件付きの契約が延長される可能性に十分留意し、その条件の内容及び終期につき新たに受注しようとする契約と抵触が生じないことを確

認のうえ、受注しなければならない。

- 4 タレントは、過去にストック素材出演をしたことがある場合には、競合条件に抵触する恐れがあることから、確実にこの旨をエージェントに報告しなければならない。

第5章 知的財産権等の帰属、個人情報の保護等

(知的財産権、肖像等に関する権利の帰属)

第11条 タレントは、出演した広告や作品に関する全ての知的財産権（著作権、商標権その他の無体財産権全般）は顧客が所有するものであること、及び、個別契約に定める範囲内でタレントの肖像や音声を使用・加工・複製・頒布・改変する権利を顧客が保有することを理解し、これを承諾する。

- 2 タレントは、エージェントの書面による承諾なしに、自ら出演した作品について、これを使用・加工・複製・頒布・改変し、又は、自身の SNS 等に掲載・引用・発信してはならない。

- 3 タレントは、個別契約の定める契約期間経過後において、顧客及びこれに係る制作会社並びにエージェントが出演作品を広告目的以外に使用する場合（例として広告祭への出品、社内データベースへの保存、作品集<アーカイブ>等における使用を含むが、これらに限らない。）、及び、多数のエキストラの一員であるなどタレントの特定に至らない肖像を使用する場合は、ギャランティーの対価とならないことを理解し、これを承諾する。

- 4 タレントは、個別契約の終了後、契約期間中に掲出された屋内・屋外広告、POP 広告等に使用されたポスター、看板、パンフレット又はカタログ等の物品が、撤去されるまでに相当期間（概ね3か月程度）を要することを理解し、これを承諾する。

- 5 タレントは、顧客等の正当な権利を有しない者が、違法に広告作品の使用・加工・複製・頒布・改変を行っている場合であっても、顧客及びエージェントはこれに対して何らの責を負うものでないことを理解し、これを承諾する。

(個人情報の利用目的)

第12条 エージェントは、タレントの個人情報（個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る情報、及び、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報を言う。）を、次の目的により利用する。

- ① エージェントが請け負う広告、出版、イベントのマネージメント
- ② 顧客又は顧客となり得る者（制作会社、広告代理店、テレビ・ラジオ局、出版社又はこれらに関係して活動する個人及び法人）に対するプロモーションその他営業活動

- 2 タレントがエージェントに提出した個人情報に関する資料は、返却されない。

(個人情報の第三者提供)

第13条 エージェントは、前条に定める目的による場合及び以下に定める場合を除き、タ

レントの個人情報を第三者に提供しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 国や地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため必要があるとき。
- ④ 弁護士、公認会計士、税理士その他法律上の守秘義務を負う者に対する依頼事項のために必要があるとき。

(個人情報の管理等)

第14条 エージェントは、タレントの個人情報を適切に管理する。

- 2 エージェントは、タレントの登録終了後、タレントの個人情報に関する資料のうちなお必要なものは厳重にこれを管理し、それ以外のものは責任をもって廃棄するなどし、第三者に漏洩させない。

(ホームページ及び会社資料での利用等)

第15条 タレントは、自己に関する以下の情報のうち×印を付していない事項を、エージェントのホームページ及び会社資料に掲載することを承諾する。

- ①氏名 ②国籍 ③写真 ④ボディサイズ ⑤目の色
- ⑥髪の色 ⑦言語 ⑧音声 ⑨経歴（芸歴） ⑩映像
- ⑪出演した肖像 ⑫特技 ⑬趣味

第6章 登録解除及び損害賠償

(登録の解除)

第16条 タレントに以下のいずれかの事由が生じたときは、タレントは当該事由が発生した時点をもってエージェントへの登録を解除したものと見做す。

- ① 再入国の具体的な予定なく日本を出国したとき。
 - ② エージェントからの連絡に1か月以上応答しないとき。
 - ③ その他所在不明となったとき。
- 2 タレントに以下のいずれかの事由が生じたときは、エージェントは通知催告なくタレントの登録を解除することができる。
 - ① 第5条に定める表明保証事項のいずれかが真実でないことが判明したとき。
 - ② 事後的に第5条に定める表明保証事項のいずれかに抵触することとなったとき。
 - ③ 犯罪を犯したとして捜査機関から訴追を受けたとき。
 - ④ 第6条（守秘義務）、第9条（忠実義務）又は第10条（競合条件）に違反したとき。
 - ⑤ その他エージェントの信用を著しく毀損する行為を行ったとき。
 - ⑥ 前各号に定めるほか、本誓約事項又はエージェントの定める規則に違反し、エ

ーエージェントから改善を求められたにもかかわらず、相当期間が経過しても改善しないとき。

- 3 前項による解除は、エージェントが書面、Eメール、電話その他方法の如何を問わずいずれかの通信手段を用いて連絡を発信した時点でその効力が発生するものとする。

(損害賠償)

第17条 タレントが本誓約書に定める事項のいずれかに違反し、これによりエージェントに損害が生じたときは、タレントはエージェントに対し、その損害を賠償しなければならない。

- 2 エージェントは、前項の損害賠償債権を、タレントに対するギャランティー債務と対当額において相殺することができる。相殺後なお不足があるときは、タレントは当該不足額を直ちにエージェントに支払わなければならない。

第7章 登録終了後の措置

(個別契約の効力)

第18条 本誓約に基づく登録が終了した場合であっても、個別契約の効力(更新後の個別契約も含む。)は影響を受けない。ただし、個別契約についても併せて終了した場合にはこの限りでない。

(存続条項)

第19条 タレントは、本誓約による登録の終了又は個別契約の終了の後であっても、なお第6条(守秘義務)及び第10条(競合条件に関する義務)の義務を負う。

- 2 エージェントは、本誓約による登録終了後であっても、なお第14条(個人情報の管理等)の義務を負う。

(登録終了後の事務処理)

第20条 エージェントは、タレントの登録終了後速やかに、そのホームページ及び会社資料から当該タレントに関する事項を削除する。

第8章 雑則

(準拠法及び裁判管轄)

第21条 本誓約に関する準拠法を日本法とすることを合意する。

- 2 本誓約に関する紛争は、事物管轄の別に従い、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を管轄裁判所とすることを合意する。

(本書面の扱い)

第22条 本書面の原本はエージェントが保有し、タレントはその写しを保有する。

(従前の登録契約の扱い)

第23条 タレントとエージェントの間における締結済みの登録に関する契約（本契約と同趣旨のものを指し、個別契約は含まない。）は、本日をもって効力を失うことを合意した。

2 現在継続中の個別契約は、本契約の適用を受けることを確認する。

以上の条項の全てを認識・理解し、これを遵守することを誓約します。

タレント氏名

サイン又は署名押印

日付